

理事会規則

(総則)

第1条 当財団の理事会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(理事会の構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の種類)

第3条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、年3回定期に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項及び第3項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(権限)

第4条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。

(決議事項)

第5条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

① この法人の業務執行の決定

② 代表理事、執行理事の解職

③ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

④ 重要な財産の処分及び譲受け

⑤ 多額の借入

⑥ 重要な使用人の選任及び解任

⑦ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

⑧ 内部管理体制の整備

⑨ 事業計画書及び収支予算書等の承認

⑩ 事業報告及び計算書類等の承認

⑪ 規則、規程の制定、変更及び廃止

⑫ その他法令及び定款に定める事項並びに理事会が必要と認める事項

(招集)

第6条 理事会は、理事長が招集する。ただし、第3条3項3号により理事が招集する場合及び第3条3項4号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、第3条3項2号又は第3条3項4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

(招集手続)

第7条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第8条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が理事会に欠席したときは、出席した理事の中から互選された者がその理事会の議長を務める。

(理事会の決議方法)

第9条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第10条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第11条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(付則)

この改正規則は、平成27年5月21日から施行する。

公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団

制定 平成21年4月27日

改正 平成23年6月3日

改正 平成23年10月24日

改正 平成24年10月24日

改正 平成27年5月21日